

### 日本における会計基準の動向

名古屋大学大学院経済学研究科教授

角ヶ谷 典幸

#### 1. はじめに

適用可能な会計基準が複数存在すれば、その分だけ選択肢が増加するので、制度が複雑化し、比較可能性に支障を来す可能性がある。かかる弊害が指摘されるのは、日本には少なくとも6つの会計基準等が並存しているためである<sup>1)</sup>。

- (1) 企業会計審議会および企業会計基準委員会 (ASBJ) が開発した会計基準等 (以下「日本基準」という。)
- (2) 米国の財務会計基準審議会 (FASB) が開発した会計基準 (以下「米国基準」という。)
- (3) 国際会計基準委員会 (IASC) および国際会計基準審議会 (IASB) が開発した国際会計基準 (IAS) および国際財務報告基準 (IFRS) (以下「IFRS」という。)
- (4) 修正国際基準：国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準で、金融庁によって指定されたもの (以下「JMIS」という。)

- (5) 「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という。)
- (6) 「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小要領」という。)

本稿では、日本においてこれら6つの会計基準が並存するに至った経緯を、IFRSをはじめとする国際化の影響に言及しながら整理したいと考える。

#### 2. 日本における6つの会計基準

表1は、日本に並存する6つの会計基準を、企業の種類に照らして整理したものである。まず、これらの会計基準について簡単に触れておきたい。

##### (1) 日本基準

企業会計審議会は1948年に経済安定本部(現在の金融庁)内に設けられた企業会計制度対策調査会を前身とするパブリックセクターの会計基準設定団体であり、2001年にプライベートセクターのASBJが設立されるまで約半世紀にわたり日本基準の開発を担ってきた。会計ビッグバン(会計基準の大改

#### も く じ

日本における会計基準の動向……………	1	「商業高校生オリンピック in ふくおか」の	
学びの場をイキイキさせる		成果と課題……………	22
ファッション……………	7	財務諸表分析的思考の	
科目「電子商取引」の見方を変えてみよう……	12	商業教育における意義……………	24
21世紀型スキルを楽しく体験的に学ぶ……………	16	日本簿記学会 日本商業教育学会	
本校の商業科が選ばれる理由……………	20	全国大会のご案内……………	28

正)が始まる1997年までの日本基準は「企業会計原則」にみられるような比較的厳格な取得原価主義会計に基づいており、処分可能利益(株主に対する分配可能利益および企業に対する課税所得)の計算に重きが置かれていた。

一方、ASBJには設立当初から資本市場のニーズを汲み上げて日本基準を開発することやグローバル化に対応して国際的なコンバージェンスを図ることが期待されてきた(斎藤, 2007)。したがって、ASBJはIASBと同様に、株主その他の投資者に対して投資意思決定情報を提供することに重きを置き<sup>2)</sup>、会計基準の開発にあたっては取得原価のみならず時価(公正価値)を目的に応じて使い分ける混合測定アプローチを採用してきた。

## (2) 米国基準

日本では、米国基準も古くから適用されてきた。米国に上場し、米国の証券取引委員会(SEC)に連結財務諸表を登録している日本企業あるいは1977年の連結財務諸表制度導入前から米国基準を使っている日本企業は、米国基準に基づいて連結財務諸表を作成・開示することが認められてきた。新日本監査法人が行った平成25年度の調査によると、米国基準を採用している日本企業は27社である。近年、米国基準からIFRSへの適用に切り替えた企業もある。

## (3)(4) IFRS・JMIS

2009年12月に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、「指定国際会計基準」が設けられた。この指定国際会計基準に準拠して作成された連結財務諸表は金融商品取引法の規定によって提出される財務計算に関する書類として認められるようになった。この改正によって、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度からIFRSの任意適用が認められるようになった。東京証券取引所によると、2016年2月現在、IFRS適用済会社数は71社、IFRS適用決定会社数は31社である。

一方、JMISは、IFRSの任意適用を積み上げ、IFRSに関する積極的な意見発信をするための方策として公表された。JMISは2016年3月期以降の連結財務諸表に対して任意適用が認められるようになったが、適用を決定した会社はいまだ公表されて

いない。

指定国際会計基準はIFRSの一部を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、その一部を修正する手続は前提とされておらず、ピュアなIFRSの任意適用が念頭に置かれている。一方、JMISについては、日本基準と基本的な考え方が合わない場合および実務上の困難さがある場合、IFRSの一部を削除または修正して採択する仕組みが設けられており、あるべきIFRSの任意適用が念頭に置かれている。実際、JMISでは、のれんとその他の包括利益の会計処理の一部が削除・修正されている<sup>3)</sup>。

## (5)(6) 中小指針・中小要領

以上は主に大企業向けの会計基準であるが、中小指針と中小要領は公認会計士または監査法人の監査を受けない株式会社(表1④)の個別財務諸表を対象とする。中小指針は会計参与等の会計専門家が利用することを想定しているのに対して、中小要領は中小企業の経営者の立場に立って最低限の会計処理を定めたものである。

中小指針はIFRSの影響を受ける可能性があるため(よってより複雑なため)、中小会社の会計実務において十分な支持が得られていないようである(河崎, 2012, 9-10頁)。他方、中小企業庁は中小要領に従って計算書類を作成すれば、日本政策金融公庫による優遇金利が得られる等の支援策を講じ、中小要領の普及に積極的である。しかし、中小企業を対象にした調査(帝国データバンク, 2014)によると、中小企業1,216社の決算書のうち、中小指針と中小要領に基づいているものはわずか6.3%と8.7%にとどまっている。中小指針・中小要領ともに今後の普及が課題である。

## 3. 日本におけるIFRS適用をめぐる議論

欧州連合(EU)諸国がIFRSを強制適用した2005年以降、IFRSを適用する国々が着実に増加してきている。日本では、ASBJがIASBと会計基準のコンバージェンス(会計基準間の差異縮小)の加速化に向けた取組みに合意した2007年8月(いわゆる東京合意)以降、IFRSのアドプション(適用)に向けた議論が進展した。そこで以下では、企業会計審議会が公表した報告書に基づいて日本におけるIFRS適用をめぐる議論を整理したい。

表1 日本企業の分類と会計基準

日本企業の分類	会社数	連結財務諸表	個別財務諸表
① 上場会社	約 3,600 社	日本基準 米 国 基 準・IFRS・JMIS の 任意適用	日本基準
② 金融商品取引法開示会社 (①以外)	約 600 社	日本基準 IFRS・JMIS の任意適用	日本基準
③ 会社法大会社 (①②以外)	約 12,000 社 から①②を除く	作成義務なし	日本基準 (簡便法)
④ 上記以外の株式会社	約 2,600,000 社 から①②③を除く	作成義務なし	中小指針 中小要領 その他

企業会計審議会「非上場会社の会計基準に関する懇談会資料」(2010年3月26日)を基に作成

(1) 「2009年報告書」

IFRSの対応について審議を重ねてきた企業会計審議会は、2009年6月30日に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下「2009年報告書」という。)を公表した。この「2009年報告書」の公表により、2010年3月期以降の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用が認められるようになった。ただし、IFRS任意適用の対象は、上場されており、適切な体制が整備され、国際的な財務・事業活動を行っている企業に限定されていた。また本報告書では、連結財務諸表は国際的な比較可能性の観点から、日本固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する連結先行方式が前提とされていた。さらに、IFRSの強制適用の判断の時期は米国の動向等を踏まえ2012年末が目途とされていた。

(2) 「2011年自見声明」

自見庄三郎前金融担当大臣は、2011年6月21日に「IFRSに関する検討について」を公表し、IFRSを強制適用するのであれば、その時期を延期すべきである旨の提言をした。その理由として、米国SECの政策変更、産業界からの要望、大震災の影響および日本固有の会計・周辺制度への影響が指摘されていた。周辺制度への影響はローカルな視点(日本の固有性)への配慮を意味する。具体的に、自見前大臣は「会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目して」議論が展開されることを望んでいた。

(3) 「2012年報告書」

自見声明を踏まえ、企業会計審議会は、2012年7月2日に「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」(以下「2012年報告書」という。)を公表した。この「2012年報告書」では、「連単分離、中小企業等への対応を前提に、任意適用の積み上げを図りつつ、日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである」と提案された。任意適用の推進および日本の固有性への配慮は「2009年報告書」を踏襲するものであるが、強制適用の判断は行わないこと、連単分離方式の採用、中小企業等にIFRSを適用しないことは「2009年報告書」からの変更・追加であった。

(4) 「2013年報告書」

その後、企業会計審議会は、2013年6月19日に「国際会計基準(IFRS)の対応のあり方に関する当面の方針」(以下「2013年報告書」という。)を公表した。これまで米国の動向をはじめとする国際的な情勢を勘案しながら、IFRS適用の是非に関する議論が行われてきたが、本報告書ではIFRS財団の要請への対応についても言及されている。つまり、IFRS財団モニタリング・ボードのメンバーの要件である「IFRSの顕著な使用」を勘案しながら、日本のIFRS適用に関する態度を明確にする必要があると指摘されている。具体的には、IFRS財団の要請に応えるために、「2009年・2012年報告書」におけるIFRS適用のための3要件(上場、適切な体制の整備、国際的な財務・事業活動)のうち、上場企業であること、および国際的な活動を行っている企

業であることを要件から除くことが提案され、これによってIFRS適用要件が大幅に緩和された。

IFRS財団に加えて、自由民主党から2016年までにIFRS適用企業を300社程度に増加させる旨の提案がなされた。このような内外の要請が相俟って、「2013年報告書」では、あるべきIFRS（IFRSの一部を削除・修正した基準）の開発や、エンドースメント（個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば、一部基準を削除または修正して採択する手続）の提案がなされた。具体的に、エンドースメントの手続は会計基準の策定能力を有するASBJが行い、ASBJが検討した個別基準について金融庁が指定する方式を採用することが提案された。かかる提案は、後にJMISとして結実することになる。表2は、IFRS適用をめぐる議論の変遷を整理して示したものである。

#### 4. 日本ではなぜ6つの会計基準が並存しているのか

以上の整理を踏まえ、日本ではなぜ6つの会計基準が並存しているのかを、連単分離方式の採用（表2③）と大企業とは異なる中小企業の企業属性（表2④）に目を向けながら考えてみたい。

##### (1) 連単分離方式の採用

「2009年報告書」では、コンバージェンスの進め方として、連結先行方式、すなわち「連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及

び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方」（3頁）がとられていた。企業会計審議会は当初、「基準性の原則」（連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成しなければならないとする連結財務諸表原則の考え方）の遵守などを理由に連単の原則一致を前提としていたので（三井、2009、35頁）、「2009年報告書」では中長期的に連単一致が図られる連結先行方式がとられたと考えられる。

しかしその一方で、日本の金融・資本市場の国際競争力を強化する必要性から連結財務諸表の開示を充実させるとともに、個別財務諸表については財務報告に係るコストを抑制する観点から簡素化させる旨の提案がなされてきた（日本経団連、2010）。かかる連単分離の考え方は、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」および、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に取り入れられている。

連単分離方式の採用は同時に、連結財務諸表を主たる規制対象とする金融商品取引法と、個別財務諸表を主たる規制対象とする会社法との分離を意味する。金融商品取引法にはIFRSをはじめとするグローバルな対応が期待され、会社法には剰余金の分配をはじめとする国内制度間のローカルな調整が期待される。また、連単分離方式の採用は上場企業の財務報告機能と課税所得の計算機能を分離すべきとす

表2 IFRS適用をめぐる議論の変遷

	2009年報告書	2011年自見声明	2012年報告書	2013年報告書
①任意適用	2010年3月期より連結財務諸表についてIFRSの任意適用が容認される		任意適用の積上げ	任意適用の加速（3要件の緩和）
②強制適用	強制適用の判断は、2012年を目途とする	強制適用に関する判断は先送り（SEC、産業界の要望、大震災の影響、周辺制度への影響）	強制適用の判断は行わない	いまだ判断すべき状況にはない
③連結と個別の関係	連結財務諸表は国際的な比較可能性の観点から、個別財務諸表に先行して改訂する（連単先行方式）		国際的には連結が重視される一方、単体については、会社法、税法、その他の規則等との関連に配慮する必要がある（連単分離方式）	同左
④中小企業等への影響	非上場企業に対する任意適用は改めて検討される必要がある		非上場の中小企業等の会計はIFRSの影響を受けないようにする	同左

る意見（日本経団連，2010）にも通じ，中小企業に限り確定決算主義を維持すべきとする企業規模別の会計基準論（日本公認会計士協会，2010，22-24頁）とも符合する。

## (2) 大企業とは異なる中小企業の企業属性

連単分離方式の採用に加えて中小企業向けの会計基準の設定も，日本における会計基準の並存化に深く関係している。日本における中小企業会計に関する最初の本格的な研究報告書であるといわれている「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業庁，2002）では，次のような中小企業の特徴があげられている。会計に充てることが可能な資金的・人的資源が乏しいこと，債権者・株主の数が通常は極めて少ないこと，一般の個人投資家への影響は小さいこと，債権者保護は「経営者個人保証」により実態的には図られてきたこと，株主の移動は通常は極めて少なく，経営者が最大株主で，所有と経営が一体となっていること，少数株主には情報が少なく，経営への影響力は小さいこと，税法が実務に強く影響していること。

中小要領でも中小企業の特徴が強調され，企業属性が相違すれば，必然的に大企業と中小企業で営まれる会計行為（会計慣行）も相違するというダブル・スタンダード論（中小企業固有の会計基準を容認する立場）がとられている。中小要領は中小指針に比べてより簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象とするため，安定性や継続の利用可能性の観点から，IFRSの影響を受けないように設計されている。とりわけ中小要領では，会計帳簿から得られる取得原価主義に基づいた情報にどのような補正を加えれば，利害関係者にとって必要な情報となるのかという発想が重視されており，時価（公正価値）あるいは見積りを計算書類に広く反映させることは，コスト・ベネフィットの観点からも，信頼性と有用性とのバランスの観点からも望ましいとは考えられていない（弥永，2012，43頁）。要するに，中小要領では，記帳，取得原価主義，「企業会計原則」および法人税法（確定決算主義）が重視されているといえる（河崎，2015，17頁）。

他方，中小指針では企業の規模に関係なく取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきであるというシングル・スタンダード論（中小企業固有の会計基準を容認しない立場）が前提とされている。

よって，中小指針にはIFRSが制定・改訂されれば，日本の会計基準も制定・改訂され，それが中小指針に影響を及ぼすという連鎖関係が存在する（品川，2012，60頁）。

## 5. おわりに

「2009年報告書」では連結先行方式が前提とされていたが，「2012年報告書」では国際的には連結財務諸表がより重視される一方，単体財務諸表については会社法，税法，その他の規制等との関連に配慮が必要となることを理由に連単分離方式の採用が提案されるようになった。ところが，連単分離方式を前提とし，IFRSへの迅速な対応を押し進めるにつれて，日本国内の会計・周辺制度の機能分化が促進されてきた。つまり，連結財務諸表と個別財務諸表との乖離だけでなく，金融商品取引法と会社法，財務報告と課税所得計算，大企業と中小企業の会計の分化が促進されてきた。

中小指針ではシングル・スタンダード論がとられているため，IFRSの制定・改訂の影響を受ける可能性がある。他方，中小要領ではいわゆるダブル・スタンダード論がとられており，中小指針に比べてより簡便な会計処理が妥当な中小企業を対象とするため，IFRSの影響を受けないように設計されている。企業会計審議会の「2012年報告書」では，非上場の中小企業等の会計はIFRSの影響を受けないようにする旨の提案がなされたが，上場企業と非上場企業の会計基準の分化のみならず，非上場企業のなかでもより大規模な会社群とより小規模な会社群に適用される会計基準，つまり中小指針と中小要領の分化がなされた。

このように日本の会計基準はIFRSをはじめとする国際化の影響を受けて多様化してきたが，複数（比較的少数）の会計基準が選択可能なメニューとして存在すること自体は問題ではない。なぜなら，すべての企業にとって最適な会計基準は存在しないし，会計基準間の市場競争（企業による会計基準の選択行動）の結果，単一セットになるのか複数セットになるのは事前には誰にもわからないからである。重要なことは，（国内外の）競争を通じた実務の統合レベルに応じて会計基準の統合レベルを決めることである（斎藤，2010，361-363頁）。

翻って，日本に存在している少なくとも6つの会計基準が制度を複雑化させ，比較可能性を害してい

るのであろうか。2007年8月の東京合意以降、日本基準とIFRSとの差異は着実に減少してきており、JMISがIFRSを削除・修正したのは、のれんとその他の包括利益の会計処理についてのみであった。もともとJMISは、(ピュアな)IFRSの任意適用を積み上げ、IFRSに関する積極的な意見発信をするための方策として公表されたものであった。実際、池田(2014, 14頁)は、「政府が目指しているのは、ピュアなIFRSの任意適用企業の拡大促進であって、「修正国際基準」の適用を広く促進していこうという意図は全く持っていない。」と述べている。だとすると、JMISはもとより会計基準間の市場競争に参入する意図を持っていなかったことになる。

また、中小企業を対象にした調査(帝国データバンク, 2014)によると、中小企業1,216社の決算書のうち、中小指針に基づいているのが6.3%、中小要領が8.7%、日本基準が4.3%、法人税法の規定が12.8%であり、いわば混沌とした状態にあり、今後、いかなる形で中小企業向けの会計基準間の市場競争が推移するのかが予断を許さない。中小企業向けの会計基準および適用企業が限定的な米国基準を除くと、日本における中心的な会計基準は日本基準(企業会計審議会・ASBJが開発した会計基準等)および指定国際会計基準(ピュアIFRS)に絞られることだけは間違いなさそうである。

## 注

- 1) 佐藤(2015)はさらに、IASBが開発した中小企業向けIFRS(IFRS for Small and Medium-sized Entities)をあげている。
- 2) ただし、ASBJが2006年12月に公表した「討議資料 財務会計のフレームワーク」では、会計情報は私的契約等を通じた利害調整および関連諸法規や政府等の規制(例えば配当制限、税務申告制度、金融規制)においても副次的に利用されていると述べられている。
- 3) IFRSではのれんの償却が禁止されており、減損のみが行われるが、JMISでは日本基準に合わせてのれんの償却と減損が行われる。同様に、IFRSでは金融商品の公正価値変動額の一部、確定給付負債(資産)の再測定、ならびに有形固定資産・無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金についてはリサイクリング処理がなされないが、JMISでは日本基準に合わせてリサイクリング処理が行われる。

## 参考文献

- 池田唯一(2014)「『修正国際基準』(公開草案)公表の意義と今後の課題」『週刊経営財務』第3181号, 12-15頁。
- 河崎照行(2012)「第1章 日本の中小企業の会計の変遷-中小会計要領の公表に至る経緯-」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社, 3-14頁。
- 河崎照行(2015)「第1章 中小企業会計と概念フレームワーク」河崎照行編著『中小企業の会計制度-日本・欧米・アジア・オセアニアの分析-』中央経済社, 8-21頁。
- 斎藤静樹(2007)「コンバージェンスの意義とIFRSへの役割期待」『企業会計』第59巻第8号, 14-24頁。
- 斎藤静樹(2010)『会計基準の研究』(増補版)中央経済社。
- 佐藤信彦(2015)「日本における会計基準の国際対応」『税研』第30巻第5号, 20-26頁。
- 品川芳宣(2012)「第5章 税法からみた中小企業の会計」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社, 52-66頁。
- 中小企業庁(2002)「中小企業の会計に関する研究会報告書」。
- 帝国データバンク(2014)「平成24年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」。
- 日本経済団体連合会(2010)「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」。
- 日本公認会計士協会(2010)「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」(租税調査会研究報告第20号)。
- 三井秀範(2009)「我が国企業への国際会計基準の適用について」『季刊会計基準』第26号, 27-36頁。
- 弥永真生(2012)「第4章 会社法からみた中小企業の会計」河崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社, 40-51頁。